

生活困窮者のさらなる自立支援について

健康福祉総合相談課

1. 政策等の背景・目的及び効果

これまで、生活困窮者の自立を支援するため、本市独自の「くらしの資金貸付制度」を実施してきましたが、この間、生活困窮者自立支援制度や大阪府社会福祉協議会の貸付制度の要件緩和、大阪府内の社会福祉法人による社会貢献事業が開始されるなど、社会全体で生活困窮者の支援の充実が図られてきたところです。

また、令和2年度からは、健康福祉総合相談課内に「健康福祉なんでも相談」を設置するとともに、コミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」とします）を配置して、地域における福祉の総合相談を実施するといった包括的相談支援による「重層的支援体制の整備」を進め、生活困窮者をはじめとする支援を必要とされる方々に寄り添った、適切な支援を行ってきたところです。

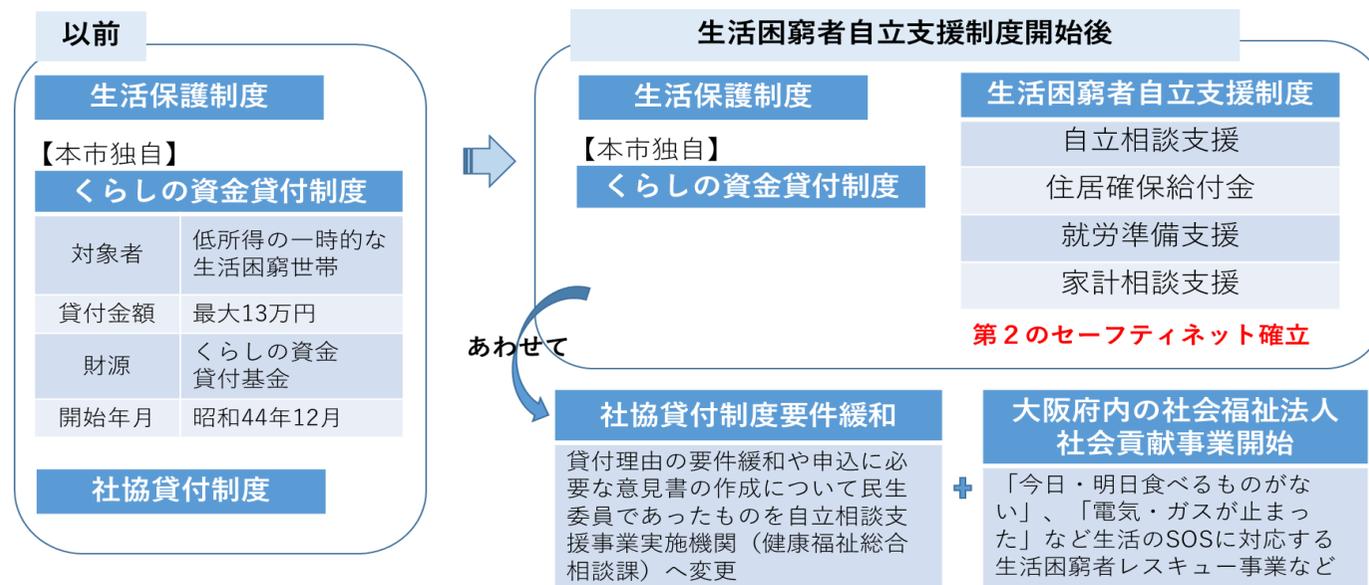
生活困窮者への支援にあたっては、貸付や給付等の直接的な支援だけでなく、支援が必要となった原因の解決を図ることが重要となることから、この間の「生活困窮者への支援制度の充実」と「重層的支援体制の整備」を踏まえ、「くらしの資金貸付制度」を廃止し、相談支援体制のさらなる充実を図るものです。

2. 内容

(1) 生活困窮者への支援策の充実

「くらしの資金貸付制度」が創設された昭和44年当時の生活困窮者への支援は、生活保護制度とくらしの資金貸付制度、社会福祉協議会の実施している貸付のみでしたが、平成27年の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活や就労の困りごとの相談を受け、一人ひとりの状況に寄り添った支援を実施する自立相談支援、家賃補助や就労に向けた支援、家計の改善支援など、問題が複雑化する前段階での支援の充実が図られ、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして機能してきました。

また、この間、社会福祉協議会において実施してきた貸付についても、貸付金額や貸付の対象拡充など、要件も緩和されたほか、大阪府内の社会福祉法人による生活困窮者のための経済的援助を行うレスキュー事業などが実施されるなど、年々、社会全体で生活困窮者支援制度が充実されてきました。



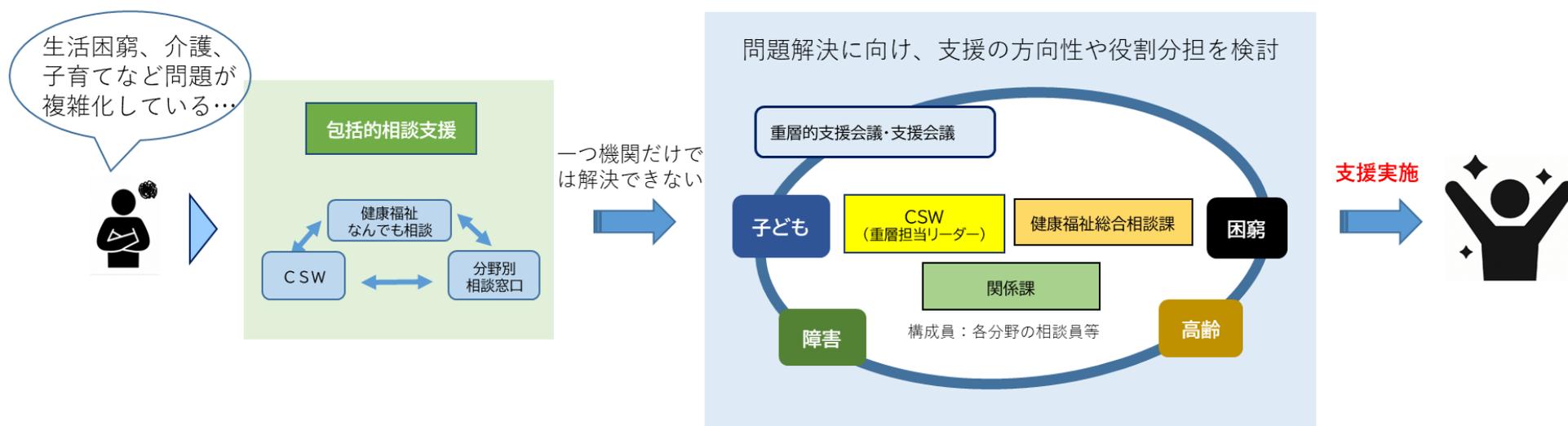
(2) 課題を抱える方への個別支援の実施

これまでの生活困窮者への相談は、生活保護制度の紹介や自立支援相談、家計相談などの取り組みを実施するものの、制度の紹介程度にとどまってしまう、必要な制度へのつなぎやフォローができず制度のはざまに陥ってしまう事例もありました。

特に複合的な課題を抱える方への支援にあたっては、福祉分野を超えた包括的な支援が重要となることから、平成18年度よりCSWを配置し、相談支援を実施してきましたが、「8050問題」や「ヤングケアラー問題」等について、他の福祉分野とのより一層の連携した支援が求められてきました。

そうした中で、より複雑化・複合化した課題や支援ニーズに対応するため、地域包括支援センターや基幹相談支援センター、また、地域の民生委員などの支援関係者と、個別支援に向けた協議や、より一層の連携した支援に向けた仕組みとして、令和4年度から「重層的支援体制を整備」し、2年間で重層的支援会議・支援会議を160回開催し、生活困窮を含めた複合的課題の解決に向けた支援を実施しています。

【複合的課題の解決に向けたイメージ図】



こうした生活困窮者への支援策の充実や課題を抱える方への個別支援等の充実が大きな要因となり、くらしの資金貸付制度は、令和3年度から貸付実績はない状況となっています。

【貸付件数】



(3) 今後の方向性

社会福祉協議会での貸付制度は、近年のコロナ禍での貸付の実績もあり多くの方に認知され、貸付の種類も多く、要件もくらしの資金貸付制度よりも緩和されたものとなっており、その手続きにおいても、自立相談支援事業実施機関である本市（健康福祉総合相談課）が貸付の必要性等について意見を付す仕組みとなっています。

また、令和3年度の本市包括外部監査では、「枚方市と社会福祉協議会が連携して生活困窮への支援を効果的に行うため、相談業務及び貸付制度等について、社会福祉協議会との間で役割分担を協議する中で、くらしの資金貸付制度の今後の方向性について検討する必要がある」との指摘を受けています。

こうした状況を踏まえ、貸付については社会福祉協議会の貸付制度を活用することとし、今年度末にくらしの資金貸付制度を廃止するとともに、生活困窮を含む相談機能については市が担い、さらなる相談機能を強化するためCSWを増員し、重層的支援体制のさらなる充実を目指します。

3. 実施時期等

令和7年（2025年）2月 市民福祉委員協議会へ内容について報告

3月 枚方市くらしの資金の貸付けに関する条例等を廃止する条例の制定

4月以降 CSWの増員による重層的支援体制の充実

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

施策目標 6. 誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち



5. 関係法令・条例等

- ・ 枚方市くらしの資金の貸付けに関する条例
- ・ 枚方市くらしの資金の貸付けに関する特別措置条例
- ・ 枚方市地域福祉計画（第5期）案

6. 事業費・財源及びコスト

令和7年度当初予算計上予定

(1) CSW配置（多機関協働等）事業

《事業費》 委託料 令和7年度 100,592千円

《財源》 ・重層的支援体制整備事業交付金 47,765千円

（内訳）国庫補助金：基準額68,000千円・補助率1/2、

府補助金：基準額56,000千円・補助率1/4、

※参加支援事業については就労支援分野と按分

・一般財源 52,827千円

(2) ぐらしの資金貸付制度

「ぐらしの資金貸付基金」については、廃止後、現在貸し付けている債権を除き、その全額を一般財源へ繰り入れします。なお、債権管理により返還された債権については、その都度一般財源へ繰り入れします。

ぐらしの資金貸付基金

《基金残高》 41,354,688円（令和6年12月末現在。うち、貸付可能額 35,796,335円）

参考

【枚方市社会福祉協議会貸付制度との比較】

	名称	目的	貸付限度	据置期間
			償還期間	
枚方市 ※併用不可	くらしの 資金	生活困窮世帯の一時的な生活困窮に対する貸付	13万円	2ヶ月
			2年4ヶ月	
社会福祉 協議会	緊急 小口資金	生活困窮世帯が緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の貸付	10万円	2ヶ月
			12ヶ月	
	総合 支援資金	失業や減収により生計の維持が困難になった場合の生活再建のための貸付	月額20万円 (生活支援費)	終了後 6カ月以内
			10年未満	
	福祉資金	低所得者、障害者又は高齢者の世帯に対する用途に応じた貸付	必要経費	種別による
			種別による	
	教育 支援資金	低所得者を対象に高校等に就学するのに必要な経費の貸付	年額42万円 (高等学校)	卒業後 6ヶ月
9年				
コロナ 特例貸付 (小口)	コロナの影響を受け、収入減少や失業した方がおられる世帯に対する貸付	10万円 (特別な場合20万円)	令和5年 12月末まで	
		2年※償還免除あり		
コロナ特例 貸付(生活支援) *延長,再交付あり	コロナの影響を受け、収入減少や失業当により困窮した世帯に対する貸付	単身世帯(月15万円以内) 複数世帯(月20万円以内) ※3ヶ月分まで貸付	令和5年 12月末まで	
		10年※償還免除あり		